

転換請求可能種類株式の簿価通算

時価がない場合でも転換請求権を行使して容易に普通株式に転換できる場合は市場価格のある株式として取り扱われるとなっているが、減損の判定を行う場合、すでに保有する同銘柄の普通株式と簿価通算すべきか、別として扱うべきか。同じくすでに保有する株式を売却する場合の売却簿価はどうか。

宝ホールディングス株式会社
経理統括部 次長 大下和己